草津市総合計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画の策定に向けて、中長期的展望に立ち、草津市の主要 課題の解決策や検討すべきプロジェクトの具体的提案を求めるため、草津市総合計 画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見の交換を行うとともに、必要に応じ 提言を行うものとする。
 - (1) 第5次草津市総合計画の総合的な推進に関すること。
 - (2) その他第5次草津市総合計画の策定のために必要な事項 (構成等)
- 第3条 懇話会の委員は、8人以内とする。
- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。 (座長および副座長)
- 第5条 懇話会に座長および副座長を置く。
- 2 座長および副座長は、あらかじめ市長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を掌理する。
- 4 座長に事故あるとき、または欠けたときは、副座長がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、座長または副座長がその議長となる。 (庶務)
- 第7条 懇話会の庶務は、政策推進部政策調整課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

草津市告示第118号

草津市総合計画策定懇話会設置要綱を次のとおり制定する。 平成20年6月10日

草津市長 橋川 渉